

定 款

令和 2 年 6 月 26 日改正

ダイキン工業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ダイキン工業株式会社と称する。

② 英文では、DAIKIN INDUSTRIES, LTD.または DAIKIN KOGYO CO., LTD.とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1) 次の製品の製造販売

イ. 空調機、冷凍機、暖房給湯機器、環境改善機器、食品関連機器、電気機械およびその他各種機械器具

ロ. 上記に関する各種建築材料

ハ. 油圧・潤滑・給油機器、運送用機械、精密機械およびその他産業用機械器具

ニ. 兵器および航空機部分品

ホ. フッ素系およびその他化学製品

ヘ. 医薬、農薬および工業薬品

ト. 医療用機械器具および動物用医療機械器具

2) 前号に関連する各種機器・装置・プラントの設計、製作および販売

3) 建築および設備工事の設計、監理および施工ならびにビルメンテナンス

4) 前各号の事業について子会社、関連会社への技術の供与

5) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1) 取締役会

2) 監査役

3) 監査役会

4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、第 11 条所定の株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 18 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会で選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名を選定することができる。

(取 締 役 会)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

② 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

③ 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

④ 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報 酬 等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上

の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任限定）

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（相 談 役）

第 26 条 取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第 27 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 28 条 監査役は、株主総会で選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役および常任監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役の互選をもって、常任監査役若干名を置くことができる。

(監 査 役 会)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。

(報 酬 等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定)

第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 35 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

② 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥)

第 36 条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から、満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。